您好 神奈川

日本神奈川县

こんにちは神奈川

2006年 春季刊 第 3 号第 14 册

一「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙ですー - "您好神奈川"是神奈川县面向外籍县民提供的生活信息刊物-

こ 子どもたちに安全で安心な登下校を! **为了孩子们安全、安心地上下学!**

学校では、通学路等の危険箇所の試験や通学ルートの検討、集2団登下校の実施等に取り組んでいます。子どもたちにも、危険なことに出会ったときの対応として、次のように指導していますので、ご家庭でも折に触れてご指導ください。

- ① 知らない人についていかない
- ② 草にのらない
- ③ おおごえをだす
- ④ すぐににげる
- ⑤ おとなにしらせる

こともたちが安心して学校に通えるように、県民のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

「日本語での問い合わせ」 私立学校は県学事振興課

TEL: 045-210-3765

公立学校は県教育局保健体育課

TEL: 045-210-8309

在学校,就上下学道路等危险地点的检查和上下道路的研讨、集体上下学的实施等采取了对策。对于孩子们,进行了下列指导教育,作为遇到危险时的对应,在家里也请酌情予以指导。

- ①不跟不认识的人走
- ②不乘坐不认识的车
- ③大声呼叫
- ④立即逃跑
- ⑤通知大人

为了使孩子们安心上下学,希望广大县民赐予更大的理解 与协助。

【日语问讯处】 私立学校为县学事振兴课

TEL: 045-210-3765

公立学校为县教育局保健体育课

TEL: 045-210-8309

かながわの水源環境の保全・再生をめざして カア神奈川水源环境的保护、再生

りょうしつ みず しょうらい 良質な水を将来にわたって安定的に確保するためには、豊かなが を育む森林や、清らかな水源を保全・再生するための総合できたりなな 取組を、長別にわたり継続的に進めていく必要があります。

「はなく とりくみ ちょうき けいぞくてき ます ひっょう からまう はいぞくてき ます しゅうしょう からな 取組を、長別にわたり継続的に進めていく必要があります。

「けん ながわたり 継続的 に進めていく必要があります。

「はないでは「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」 まいげんかんきょうほぜん きいせいしょうだいこう なんけいがく と、「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の 2 つからなる計画を策定しました。

2007年度から、計画に盛り込んだ事業を実施するとともに、その財源として個人県民税の超過課税を県民の皆様にお願いすることになりました。

「日本語での問い合わせ」 計画について 県土地水資源対策課

TEL: 045-210-3106 ^{ぜいせい} 税制について 県税務課

TEL: 045-210-7490

为了确保优质水一直持续到将来, 使蕴藏丰裕水源的森林 和清洁水源得到保护、再生, 需要长期、持续地推进综合性的 对策。

为此,县里制定了计划,由"神奈川水源环境保护·再生施策大纲"与"神奈川水源环境保护·再生实行5年计划"构成。

从 2007 年度开始, 将实施计划中的事业, 同时作为其财源, 向广大县民征收个人县民税的超过课税。

【日语问讯处】 有关计划 县土地水资源对策课

TEL: 045-210-3106 有关税制 县税务课 TEL: 045-210-7490

*日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。 *A 参照)

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口(参照第4页)

しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがくあんない とど 小 学校・中学校の入学案内は届いていますか? 小学、初中的入学指南收到了吗?

4月2日現在で満6歳または満12歳に達している児童は、 はまたまた といる児童は、 はまたまた といる児童は、 はまたまた といる児童は、 はまたまた といる児童は、 はまたまた というかっこうまた ちゅうがっこう 国籍を問わず、希望すれば、4月から公立の小学校又は中学校の新入生として入学することができます。新入学についてわからないことがありましたら、お問い合わせください。

TEL: 045-210-8223

4月2日满6岁或满12岁的儿童,无论国籍,均可根据希望,从4月开始作为新生进入公立小学或初中。有关新入学的事宜如有不明之处,请予以问询。

【日语问讯处】 各市町村就学事务担当窗口

县教育局儿童教育支援课

TEL: 045-210-8223

こうこうせい しょうがくきんせい ど 高校生の奨学金制度について 关于高中生的奖学金制度

- 「いっぱんない」 ないしょう こうとうかっこう かく に 原則として、県内に在住し、高等学校 (私立学校を含む) かま せいと はいざいてき がくし ぶんじょ ひつよう 生徒で、経済的に学資の援助を必要としている生徒を対象に、資金の貸付けを行っています。

- **貸付月額** 公立 20,000 円 私立 40,000 円
- ○原則として、卒業後に返還していただきます。
- うしこみほうほう こうとうがっこう とお てっつ○ 申 込方法 高等学校を通して手続きをしてください。

【日本語での問い合わせ】 県教育局高校教育課

TEL:045-210-8251

- 原则上以县内居住、正在上高中(包括私立学校)、经济上 需要学资援助的学生为对象,提供资金贷款。
- **定期录用** 4月 (因公司破产等家计急剧变化时,可随时 应征)
- **应征要件** 家庭年收入约 800 万日元以下(以 4 人家庭为一般标准)
- 贷款月额 公立 20,000 日元 私立 40,000 日元
- 原则上在毕业后予以返还。
- ○申请方法 请通过高中办理手续。
- 【日语问讯处】 县教育局高中教育课

TEL: 045-210-8251

- 小児医療費助成(申請先 お住まいの市町村の役所・役場) けがや病気の治療のために入院・通院に要する費用を支援 します。

- 自立支援医療(育成医療)(申請先 お近くの保健所) 身体に障害のある児童の治療に要する費用を支援します。

【日本語での問い合わせ】 県子ども家庭課

TEL: 045-210-4671

在神奈川县,在县内居住、原则上为儿童加入日本国内医疗保险的情况下,可提供下列医疗费的补助。

- 小儿医疗费补助(申请处 住址所在市町村的役所、役场) 就伤病治疗住院、门诊所需费用提供支援。
- 小儿慢性特定疾患医疗费给付(申请处 附近的保健所) 就肾疾患等国家指定疾病治疗所需费用提供支援。
- 早产儿等养育医疗给付(申请处 附近的保健所) 就早产儿住院治疗所需费用提供支援。
- 自立支援医疗(育成医疗)(申请处 附近的保健所) 就身体有残疾儿童的治疗所需费用提供支援。

【日语问讯处】 县儿童家庭课

TEL: 045-210-4671

*日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。 まんしょう (P4 参照)

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口(参照第4页)

福祉サービスが変わります

残疾福利服务有所变更

あら、 せいてい しょうがいしゃ じりっしょんほう 新たに制定された障害者自立支援法により、これまで身体・ 知的・精神の障害種別ごとに分かれていた福祉サービスや医 りょう。せいど、いちげんか 療の制度が一元化されたため、福祉サービスなどの利用や公費 うだんいりょう てつづく またん しく 負担医療の手続き、負担の仕組みなどが変更されます。

これにより、ホームヘルプサービスなどの障害福祉サービス や医療の給付を引き続きご利用いただくためには、改めて手続 きをしていただく必要があります。

【**白本語での問い合わせ**】 県障害福祉課 TEL:045-210-4709

新制定的残疾人自立支援法为了使迄今为止就身体 智能 精神的残疾种类分别进行福利服务和医疗的制度实现一元化, 在利用福利服务等和公费负担医疗的手续、负担结构等方面有 所变更。

由此,为了继续利用家庭服务员服务等残疾福利服务和医 疗给付,需要再次办理有关手续。

【日语问讯处】 县残疾福利课 TEL: 045-210-4709

自動車税についてのお知らせ 于汽车税的通知

○ 自動車税とは

自動車をお持ちの方に対する県の税金です。

○納める方法・時期

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送られてく る納税通知書により、5月31日までに金融機関などで納め

○納める額

じどうしゃ しゅるい ようと はいきりょう せきざいりょう 自動車の種類、用途、排気量、積載量などにより、それぞ れ1年分の税額が決められています。

○名義変更

『ピラレャ』う 自動車を売ったときなどは、登録変更をしましょう。これを忘 れますと、自動車をお持ちでない方に税金がかかることがあり

【日本語での問い合わせ】 お近くの県税事務所

県自動車税管理事務所

TEL: 045-716-2111

県税務課 TEL: 045-210-2321

○ 汽车税

是对持有汽车者征收的县税。

○ 缴纳方法、时期

4月1日持有汽车者,应根据5月寄送的纳税通知书, 在5月31日以前在金融机构等处进行缴纳。

○ 缴纳金额

根据汽车种类、用途、排气量、装载量等,分别确定1 年的税额。

〇过户

出售汽车时等应办理过户手续。如果忘记,已经没有 汽车的人也会被征收税金。

【日语问讯处】 附近的县税事务所

县汽车税管理事务所

TEL: 045-716-2111

县税务课 TEL: 045-210-2321

あーすフェスタかながわ 2006 のお知らせ

神奈川 2006 地球节的通知

「あーすフェスタかながわ」は「みんなで育てる多文化 共 せいというりゅう。まついっちょうしょう。ありょう生!をテーマとした、国際交流のお祭りです。入場は無料です。 お友達やご家族と一緒にぜひご来場ください。

- 開催日程 2006 年 6 月 3 日 (土)、4 日 (日)
- 開催場所 地球市民かながわプラザ他 (JR 根岸線「本郷 台」駅より徒歩3分)
- 開催内容(予定) 世界の料理を味わえる屋台村、民族音楽& 舞踊ステージ、体験しながら楽しく学ぶワークショップなど
- 【日本語での問い合わせ】あーすフェスタかながわ 2006 実行委 員会事務局(県国際課)

TEL: 045-210-3748

"神奈川地球节"是以"大家共同培育多文化共生"为主 题的国际交流活动。免费入场。请带朋友和家人一起前来。

- 举办日程 2006年6月3日(星期六),4日(星期日)
- 〇举办地点 地球市民神奈川广场等 (从JR根岸线"本乡台" 站步行 3 分钟)
- ○举办内容(预定) 可以品尝世界餐饮的"屋台村"、民族 音乐和舞蹈舞台、可以一边体验一边学习的创作室等
- 【日语问讯处】 神奈川地球节 2006 实行委员会事务局(县国 际课)

TEL: 045-210-3748

*日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。 (P4 参照)

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口(参照第4页)

がいこくせきけんみんそうだんまどぐちなど あんない そうだん むりょう ひみつ まも 外国籍県民相談窓口等のご案内〜相談は無料、秘密は守ります〜 外籍县民咨询窗口等的介绍 咨询免费,保守秘密

がいこくせきけんみんそうだんまどぐち けんみん こえ そうだんしつ 外国籍県民相談窓口(県民の声・相談室)

○ 横浜:横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 2 階

英語 第 1・3・5 火曜 スペイン語 ・第 2 火曜 ポルトガル語 水曜 ハングル 第 1・3・8 月曜 045-324-2299 045-312-7555 045-322-1444 045-321-198	中 国語 中 国語 大 英語第 3 火曜 ・第 4 火曜 ポルトガル語第 2 水曜 火・木曜 045-321-1339 中 国語第 4 木曜 045-410-3131
--	---

○ 川崎: 川崎市 幸 区塊別川町 580 ソリッドスクエア 2 階

英語※・タガログ語 第2・4月曜 タイ語 第1・3・5月曜 044-549-0047 〇 県央:厚木市水引 2-3-1 厚木合同 庁 舎 1 階

スペイン語 ポルトガル語 インドシナ難民定 住 相談 月曜 火曜 水曜 046-221-5774 046-221-5774 046-223-0709 そうだんうけつけ じ かん ■相談受付時間

> 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 ^{ほうりっそうだん} (注律 相談:13:30 ~ 16

(法律相談: 13:30~16:00) ※ 2006年3月31日まで

がいこくじんろうどうそうだんまどぐち外国人労働相談窓口

 はませましなかくことがもりょう

 は浜:横浜市中区 寿 町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階 ははまるうどう

 横浜労働センター

スペイン語 ハングル※ 中国語 水曜 第 2 木曜 金曜 045-662-1166 045-662-9522 045-662-1103 □ はんおう あっぎ しみずひき あっぎ ごうどうちょうしゃほんかん かい ○ 県央 : 厚木市水引 2-3-1 厚木合同 庁 舎本館 2 階 はんおう ちぃきけんせいそうごう しょうこうろうどう ボ 県央地域県政総合センター商工労働部

ポルトガル語 英語 第 2・4 火曜 スペイン語 木曜 046-221-7994

■相談受付時間 13:00~16:00 ** 2006 年 3 月 31 日まで

その他の相談窓口

- 恋人や配偶者からの暴力に困っている — 〇女性の家サーラー TEL:045-901-3527 受付時間:月~土曜日 $10:00 \sim 17:00$

ーすまいのことで相談したいー \bigcirc かながわ外国人すまいサポートセンター TEL:045-228-1752

- 通訳を探している- ○ MIC かながわ TEL: 045-900-4675

外籍县民咨询窗口(县民之声 · 咨询室)

○横滨:横滨市神奈川区鹤屋町 2-24-2 神奈川县民中心 2 层

第1・3・5 星期五 星期三 第1・3・5星 星期四・第4	4 英语第 3 星期二 难民定居咨询
星期二 ・第2星期二 期一 星期二 045-324-2299 045-312-7555 045-322-1444 045-321-1994 045-321-1339	葡萄牙语第2星期三星期二・星期四汉语第4星期四045-410-3131

○川崎:川崎市幸区堀川町 580 硬体 广场 2 层

○县央:厚木市水引2-3-1厚木合同厅舍1层

英语※・他加禄语 泰语 第2・4星期- 第1・3・5星期-044-549-0047

西班牙语	葡萄牙语	印度支那难民定居咨询
星期一	星期二	星期三
046-221-5774	046-221-5774	046-223-0709

■ 咨询受理时间 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 (法律咨询: 13:30 ~ 16:00) ※ 2006 年 3 月 31 日截止

外国人劳动咨询窗口

○ 横滨: 横滨市中区寿町 1-4 神奈川劳动广场 2 层 横滨劳动中心 ○ 县央: 厚木市水引 2-3-1 厚木合同厅舍本馆 2 层 县央地域县政综合中心商工劳动部

西班牙语
星期三韩·朝语※
第2星期四汉语
星期五045-662-1166045-662-9522045-662-1103

葡萄牙语	英语	西班牙语	■ 咨询受理时间
星期一	第2・4星期二	星期四	$13:00 \sim 16:00$
	046-221-7994		※ 2006 年 3 月 31 日截止

其他咨询窗口

-因恋人和配偶的暴力感到困扰-○飒拉女性之家 TEL: 045-901-3527

受理时间:星期一~六 10:00~17:00

-希望就住居事宜进行咨询- ○神奈川外国人住居后援中心 TEL : 045-228-1752

-寻找口译- ○ MIC 神奈川 TEL: 045-900-4675

次号 (夏·秋号) は、2006 年 7 月に発行予定です。 【編集·発行】 神奈川県国際課 TEL: 045-210-3748 下一号(夏・秋季号) 预定于 2006 年 7 月发行。 【编辑・发行】神奈川县国际课 电话: 045-210-3748